奄美大島自然保護協議会公式ロゴマーク使用ガイドライン

奄美大島自然保護協議会公式ロゴマークを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に奄美大島自然保護協議会へ申請し、許可を受ける必要があります。このガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

1. デザイン使用のルール

奄美大島自然保護協議会公式ロゴマークを使用する場合には、下記の事項を遵守してください。

( 1 ) 使用にあたっては、定められた絵柄、色彩等を遵守すること。

　　　　　別紙CIシートを参照。

( 2 ) ロゴマークの下部等適切な位置に「奄美大島自然保護協議会公式ロゴマーク」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが奄美大島自然保護協議会の著作物であることを示す「©amami-ancc」の表示をもって代えることができる。

( 3 ) 拡大・縮小はロゴマークが判別できる範囲で可能とする。ただし縦横の比率を変えないこと。

1. 使用規定の概要

奄美大島自然保護協議会公式ロゴマークを使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事前に奄美大島自然保護協議会へ申請し、許可を受ける必要があります。ただし、下記いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

( 1 ) 奄美大島自然保護協議会又は奄美大島5市町村が主体的に実施する事業において使用するとき。

( 2 ) 国又は鹿児島県・沖縄県等の公的団体が使用するとき。

( 3 ) 国又は鹿児島県・沖縄県等の小中高等学校が教育の目的で使用するとき。

( 4 ) 報道機関が報道目的で使用するとき。

( 5 ) その他会長が認めたもの。

※次の場合には、使用できません。

( 1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

( 2 ) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

( 3 ) 特定の商品、又は事業所等のためのロゴマークと混同される使用内容である場合。

( 4 ) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

( 5 ) 奄美大島自然保護協議会、若しくはロゴマークの品位を損なう使用内容である場合。

( 6 ) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

( 7 ) ① デザイン使用のルールが守られていないとき。

( 8 ) その他会長が使用について不適当と認めたとき。

※ 上記に反した場合は、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止し

た際に発生する損害・費用に対し、奄美大島自然保護協議会は一切負担いたしません。

※ ロゴマークの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。

※ 不明な点は奄美大島自然保護協議会事務局までお問い合わせください。

事務局

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

奄美大島自然保護協議会事務局

奄美市役所世界自然遺産課

電　話：0997-69-3062（直通）

Fax　 ：0997-57-1070

メール：[wnhs@city.amami.lg.jp](mailto:wnhs@city.amami.lg.jp)